

1 平成31年3月からの公共工事設計労務単価（新労務単価）の運用に係る特例措置により  
契約変更したもの

該当なし

(令和元年10月1日現在)

2 インフレスライド条項の規定により契約変更したもの

該当なし

(令和元年10月1日現在)